

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 適合性判定の提出にかかる図書及び部数

次の表の左欄に掲げる種類毎に、同表の右欄の部数の計画書等（添付図書等を含む。）を揃えて提出してください。

計画書等の種類		計画書等（添付図書等を含む。）の部数	
		正本	副本
適合性判定	(1) 計画書・変更計画書 ※建築主が提出	1部	1部
	(2) 計画通知書・変更計画通知書 ※国、都道府県又は建築主事を置く市町村の機関の長が提出	1部	1部
	(3) 軽微変更該当証明交付申請書（着工後でも申請可能） ※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更のうち、再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く。）に該当する場合で、それを証する書面（「軽微変更該当証明申請書」）の交付を申請するもの。	1部	1部

1. 建築物エネルギー消費性能適合性判定【法第12条（第13条）関係】

(1) 提出書類

- ① 計画書（省令様式第一）変更の場合は、変更計画書（省令様式第二）
- ② 設計内容説明書（省エネ基準に適合するものであることの説明）
- ③ 付近見取図
- ④ 配置図
- ⑤ 仕様書（仕上げ表を含む。）
- ⑥ 各階平面図
- ⑦ 床面積求積図
- ⑧ 用途別床面積表
- ⑨ 立面図
- ⑩ 断面図または矩計図
- ⑪ 各部詳細図
- ⑫ 各種計算書
- ⑬ 機器表（空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、その他設備）
- ⑭ 系統図（空気調和設備、機械換気設備、給湯設備、その他設備）
- ⑮ 制御図（空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、その他設備）

（注）変更計画書の提出にあたっては、添付図書は変更に係るもののみを要します。

(2) 認定を受けた建築物の取扱いについて

建築主は、平成 29 年 4 月 1 日の施行日以降、特定建築行為等に該当する新築、増改築を行う場合、適合性判定や届出等に係る措置が必要となりますが、建築物省エネ法では、以下の(1)~(3)に記載する認定を取得している場合、認定建築物が適合性判定を受ける必要がある建築物の場合には省エネ適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされ、また、認定建築物が届出の必要な建築物の場合には、届出をしたものとみなされます。

(1) 大臣認定を受けた建築物

国土交通大臣は、河川水を利用した冷暖房設備など、通常の省エネ基準で評価ができない特殊な設備等を設置する建築物が、省エネ基準に適合する建築物と同等以上の省エネ性能を有することについて、個別に認定された建築物。(建築物省エネ法第 23 条)

(2) 性能向上計画認定を受けた建築物

建築物省エネ法では、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準に適合していて、所管行政庁による認定を取得した建築物(建築物省エネ法第 34 条)

(3) 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物の取扱い

都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)では、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進そのほかの建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合している建築物について、所管行政庁による認定を取得することができます。(エコまち法 53 条)